



# 台風19号による被災者生活再建支援のお知らせ

令和元年11月15日 第1号  
佐野市災害対策本部

## ○各種手続きに必要な「り災証明書」の発行について

住宅等に被害があった場合、所有者または居住者にその被害の証明として交付するものです。

**※申請をされていない方につきましては、支援の手続きに必要な場合がありますので、早めに手続きをお願いします。**

| 受付場所            | 受付時間   | 問合せ先                       | 手数料 |
|-----------------|--|----------------------------|-----|
| 市役所 1階市民活動スペース  | 【平日】 8時30分から17時15分まで<br>【水曜・金曜】 8時30分から19時まで | 市民課<br>電話0283-20-3019      | 無料  |
| 田沼行政センター        | 【平日】 8時30分から17時15分まで<br>【水曜】 8時30分から19時まで    | 田沼行政センター<br>電話0283-61-1124 |     |
| 葛生行政センター        |  | 葛生行政センター<br>電話0283-86-4713 |     |
| 赤見、野上、新合、飛駒の各支所 | 【平日】 8時30分から17時15分まで                         |                            |     |

▼必要書類 り災証明交付申請書、申請者の本人確認ができるもの（運転免許証・マイナンバーカード・保険証など）、  
窓口に来る方が代理人の場合は委任状、被害を確認できる書類（被災状況がわかる印刷した写真、修理の見積書・領収書など）

※ 郵送による申請を行うことができます。（本人が確認できる書類の写しを同封し、申請書及び添付書類をお送りください。）

【宛先】 〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地 佐野市役所市民課

## ○被災住宅の応急修理について

災害により住宅が半壊もしくは一部損壊（準半壊）又は大規模半壊の被害を受け、自ら修理する資力のない世帯に対し、被災した住宅の屋根、外壁等日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を、市が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。

▼対象 住宅が半壊もしくは一部損壊（準半壊）又は大規模半壊。

▼限度額 1世帯当たり59万5千円。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなします。

▼必要書類 応急修理申込書、見積書、り災証明書（コピー可）、半壊及び一部損壊（準半壊）の場合は申出書、被害状況が確認できる写真

【問合せ先】 建築住宅課 ◆電話番号：0283-20-3103

## ○居住に要する家屋の床下消毒について

床上、床下浸水された方のうち、居住に要する家屋の床下に限定して消毒を行います。消毒を希望される方はお申し込みください。

※ 1家屋につき1回限定 ※消毒までに清掃と乾燥をお願いします。

※ 床下消毒をご自身や、業者に依頼して行った場合などは、費用の一部を補助できる場合がございますのでご相談ください。

▼受付時間 9時から17時まで（土日受付可能）

【申込先】 佐野市災害対策本部 消毒担当 ◆電話番号：0283-86-9511

## ○床上浸水した家屋・事業所への消毒薬の配布について

感染症拡大のリスクを防ぐため、次亜塩素酸ナトリウム等の消毒用薬剤を配布しております。

- 家庭用 〈配布場所〉 佐野市役所1階総合案内・田沼行政センター・葛生行政センター
- 事業所用（大容量のもの） 〈配布場所〉 佐野市役所5階 環境政策課

【問合せ先】 環境政策課 ◆電話番号：0283-20-3013

## ○災害ごみ・土砂の処分について

台風19号の浸水被害による災害ごみの指定仮置場への搬入方法は下記のとおりです。

| 種類   | 受入期間                       | 受入場所                          | 受入時間        | 注意事項  |
|------|----------------------------|-------------------------------|-------------|---|
| 災害ごみ | 11月16日（土）から<br>11月30日（土）まで | 栄公園野球場<br>（栄町15）              | 午前9時から15時まで | 事業系（農業含む）ごみは搬入不能。<br>持ち込みの際「り災証明書」及び運転免許証等本人確認ができる物の提示が必要 |
| 土砂   | 当面の間                       | 田沼グリーンスポーツセンター<br>（戸室町1592-2） | 午前9時から16時まで |   |

【問合せ先】 災害ごみ：クリーン推進課 みかもクリーンセンター ◆電話番号：0283-22-2654

災害土砂：環境政策課 ◆電話番号：0283-20-3013

▼災害によって発生した民家のごみ、土砂の回収について

運べない場合は、民地内の運び出しやすいところか道路脇に分別してまとめてください。順次回収します。

※ 家屋の解体などにより発生した廃材については回収できません。工事を依頼した業者等にご相談ください。

【問合せ先】 環境政策課 ◆電話番号：0283-20-3013

## ○水道料金・下水道使用料の減額について

台風19号で被災した方を対象に、水道料金・下水道使用料(農集含む)を減額します。

- ▼申請場所 佐野市水道お客さまセンター(佐野市水道局内) 〒327-0003 佐野市大橋町1165番地(郵送可)
- ▼必要書類 水道料金等減額申請書(ホームページからもダウンロードできます)、り災証明書(写し)(住宅・店舗・工場・物置、動産(賃貸住宅にお住まいの方))、対象の水道を特定できるもの(納入通知書、領収書、検針票のうち1つ)
- ▼期間 令和元年11月11日(月)から令和2年2月13日(木)まで(日曜日、祝祭日、12月28日から1月5日は除く)
- 窓口の受付時間は9時から17時まで
  - 申請窓口でお待ちいただく時間を少なくするため、次のとおり地区別に申請期間を分けますので、ご協力をお願いします。

◎11月11日(月)から11月30日(土)まで…赤坂町・大橋町

◎12月2日(月)から2月13日(木)まで…赤坂町・大橋町以外の地区及び申請していない方

【問合せ先】水道お客さまセンター ◆電話番号：0283-22-1696

下水道課 監理係(植下町3300) ◆電話番号：0283-23-1120

## ○税金、医療費、保険料等の減免や支払い猶予制度について

- ①国税 災害による被災者に係る国税の税制上の措置(手続)について 【問合せ先】佐野税務署 ◆電話番号：0283-22-4366
- ②県税 災害による被災者に係る県税の負担軽減措置等について 【問合せ先】安足県税事務所 ◆電話番号：0283-23-1411
- ③国民健康保険 後期高齢者医療費の窓口負担の取扱いについて
- 佐野市国民健康保険 【問合せ先】医療保険課 ◆電話番号：0283-20-3024
  - 栃木県後期高齢者医療 【問合せ先】いきいき高齢課 ◆電話番号：0283-20-3021
- ④障がい福祉サービス・障がい児通所支援の利用者負担の免除 【問合せ先】障がい福祉課 ◆電話番号：0283-20-3025
- ⑤後期高齢者医療保険料の減免 【問合せ先】いきいき高齢課 長寿医療係 ◆電話番号：0283-20-3021
- ⑥国民年金保険料の免除 【問合せ先】市民課 年金係 ◆電話番号：0283-20-3019
- 【問合せ先】栃木年金事務所 国民年金課 ◆電話番号：0282-22-4131(ナビダイヤル)
- ⑦障害基礎年金の支給停止を解除する 【問合せ先】市民課 年金係 ◆電話番号：0283-20-3019
- 【問合せ先】栃木年金事務所 お客様相談室 ◆電話番号：0282-22-4131(ナビダイヤル)
- ⑧児童扶養手当を受給する 【問合せ先】こども課 こども支援係 ◆電話番号：0283-20-3023

## ○下記の重要書類等を紛失した場合の窓口について

- ①印鑑登録証、登録印、個人番号カード、通知カードを紛失した場合
- ②印鑑登録証等の再交付手数料免除
- 水害等の被害により下記のカード等が流されて紛失してしまった場合、または土砂によりカードを著しく損傷した場合は、災害発生日から起算して1年を経過する日まで再交付手数料を免除します。
- ③免除の対象となるもの 印鑑登録証の再登録・個人番号カードの再交付・通知カードの再交付
- ①～③いずれも 【問合せ先】市民課 届出証明係 ◆電話番号：0283-20-3016
- 田沼行政センター 市民係 ◆電話番号：0283-61-1124
- 葛生行政センター 市民係 ◆電話番号：0283-86-4713
- ④母子健康手帳等の再発行
- ▼必要書類等 印鑑、本人確認のための免許証・保険証等
- 【問合せ先】健康増進課 母子保健係 ◆電話番号：0283-24-5770

## ○その他生活相談について

- ①無料法律相談 【問合せ先】栃木県弁護士会 ◆電話番号：028-689-9000
- ②法的支援について 【問合せ先】日本司法支援センター 法テラス ◆電話番号：0570-078-374

## ○今後の支援について

本市では、被災した世帯等に対し、災害見舞金等の支給を行います。申請受付については、現在準備中ですので、準備が整い次第、市民のみなさんへ周知いたします。大変申し訳ございませんが、いましばらくお待ちいただきますようお願い申し上げます。

- (1) 災害見舞金の支給
- (2) 家財等購入等補助金の支給
- (3) 災害弔慰金の支給
- (4) 災害障がい見舞金の支給
- (5) 災害援護資金の貸付
- (6) 被災者生活再建資金(県事業)申請受付

新たな支援の内容について、ホームページへの掲載や広報誌等を用いて皆様にお知らせしていきます。

支援内容についての情報は随時更新されますので、ご確認をお願いします。なお、このお知らせは下記の場所に設置してあります。

| 設置場所            | 開館時間                  |
|-----------------|-----------------------|
| 市役所             | 【平日・土日祝日】8時30分から19時まで |
| 田沼行政センター        | 【平日】8時30分から17時15分まで   |
| 葛生行政センター        | 【水曜】8時30分から19時00分まで   |
| 赤見、野上、新合、飛駒の各支所 | 【平日】8時30分から17時15分まで   |